

平成27年度 公益財団法人さいたま市体育協会 事業計画書

I 市民の健康及び体力づくりの推進 (定款 第4条第1号)

1 シニアスポーツ大会開催事業《受託事業》

概ね50歳以上の市民を対象にした野球、ソフトボール、サッカー及び家庭婦人バレーボール競技のスポーツ大会を開催し、健康増進、体力向上及び相互親睦を図る。

開催期日…平成27年6月6日(土)

会場…駒場スタジアム・浦和駒場体育館・浦和総合運動場

対象者…種目別に定められた一定年齢以上の一般市民

参加者…約500名

参加費…1チーム3,000円(傷害保険料相当分)

2 リンパ体操教室【記念総合体育館コース】開催事業

体にある5つのリンパ節の滞りを取り、新陳代謝を高める体操教室を開催し、免疫機能を高め、健康維持を目的とする。中・高齢者の方でも気軽に参加できる教室。

開催期日…平成27年秋 5回コース×2教室開催

会場…さいたま市記念総合体育館

対象者…一般市民

参加者…約300名(延)

3 リンパ体操教室【大宮体育館コース】開催事業《大宮体育館との共催》

体にある5つのリンパ節の滞りを取り、新陳代謝を高める体操教室を開催し、免疫機能を高め、健康維持を目的とする。中・高齢者の方でも気軽に参加できる教室。

開催期日…平成27年6月 5回コース

会場…さいたま市大宮体育館

対象者…一般市民

参加者…約150名(延)

4 ボクササイズ教室開催事業

生涯スポーツの一環として、体力増進と基礎代謝の向上に効果があり、ダイエット効果やストレス発散効果も高いボクササイズ教室を開催する事によって健康増進を図ります。

開催期日…平成27年秋 5回コース

会場…さいたま市記念総合体育館 多目的室

対象者…一般市民

参加者…約150名(延)

5 パワーヨガ教室開催事業

動的に筋肉を動かさず、静かな動作でインナーマッスルを刺激し、関節・筋のストレッチを行うパワーヨガ教室を開催し、体力の向上と健康維持を図る。

開催期日…平成27年秋 5回コース
会 場…さいたま市記念総合体育館 多目的室
対 象 者…一般市民
参 加 者…約150名 (延)

6 親子で楽しむスポーツフェスタ開催事業

市内の拠点となる体育館メインアリーナを会場とし、加盟団体の資格者等の指導の元、バドミントン・卓球・トランポリン等の他、複数種目の体験教室を開催し、親子でも気軽にスポーツに触れ合い、楽しめるイベントを開催。

開催期日…平成27年 4月29日(祝) 記念総合体育館
平成27年 9月13日(日) 記念総合体育館
平成27年10月24日(土) 記念総合体育館
対 象 者…一般市民
参 加 者…各約1,000名 (延)

II 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上 (定款 第4条第2号)

1 さいたまスポーツセミナー開催事業

市内スポーツ指導者を対象に、理論・実践方法を身に付け、スポーツ指導者としての総合的な資質の向上を図ることにより、競技力向上及び生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

開催期日…平成28年2月(90分×3回)
会 場…浦和コミュニティセンター(予定)
対 象 者…一般市民
参 加 者…約250名(延)
参 加 費…無料

2 公認スポーツ指導者資格取得助成事業

今後ますます多様化するスポーツ環境の変化に対応するため、「公認スポーツ指導者制度」の資格取得を行う市民に対し、その費用の一部を助成する。

対 象 者…一般市民
助 成 額…1名 10,000円

III 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成 (定款 第4条第3号)

1 加盟団体助成事業

体育協会加盟団体の活動を支援するため、団体運営に必要な費用を補助する。
交付時期…7月上旬
交付対象者…体育協会加盟団体長

2 スポーツ少年団育成事業

青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とし、スポーツ少年団を育成する。（「スポーツ少年団事業計画書」参照）

IV 加盟団体の競技力向上及び大会等への選手の派遣 （定款 第4条第4号）

1 各種大会派遣補助事業

加盟団体に登録している選手等が関東大会、全国大会、国際大会又はこれらに準ずる各種スポーツ大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助する。

交付時期・・・年間受付

交付対象者・・・体協加盟団体に所属する該当大会出場選手

V 各種大会、講習会及び各種スポーツ事業の実施並びに援助 （定款 第4条第5号）

1 市民体育大会開催事業《受託事業》

さいたま市が主催する市民体育大会開催業務を受託開催するとともに、大会を主管する各競技団体に対し、大会運営に要する費用の一部を補助する。

開催期日・・・平成27年4月～平成28年3月

会場・・・さいたま市内体育施設 等

参加対象・・・一般市民

交付時期・・・7月上旬

交付対象者・・・体協加盟団体の内、大会を主管する団体長

2 団体主催大会開催補助事業

加盟競技団体が主催する大会、講習会等に対し、その費用の一部を補助する。

交付時期・・・7月上旬

交付対象者・・・体協加盟団体の内、大会・講習会等を主催する団体長

3 親子フットサル教室開催事業《新規事業》

気軽にできるスポーツとして人気が高まっているフットサルを親子で楽しめる教室を開催。レッズランドの協力を得ながら、楽しみながらスポーツに親しむ場を提供する。

開催期日・・・平成27年10月

会場・・・レッズランド

対象者・・・小学3年生までの親子

参加者・・・30組（60名）予定

4 スポーツ教室開催補助事業

市民を対象としたスポーツ教室（団体の特定者の講習・研修会を除く。）を実施する加盟団体に対し、その費用の一部を補助する。

期 日・・・年間受付

対 象 者・・・さいたま市民を対象にスポーツ教室を開催する体協加盟団体

5 市民スケート教室開催事業

家族・友人同士で気軽に楽しめるウインタースポーツであるスケートの指導を参加者の技能に合わせて行う。

開催期日…平成27年12月中旬（全二回）

会 場…沼影アイススケート場

対 象 者…一般市民（小学生以上）

参 加 者…約300名（延）

6 小学生ソフトバレーボール教室

誰もが楽しめるスポーツとして通常のボールより大きくて扱いやすいソフトバレーボールの教室を開催し、小学生・保護者の健康増進を図ることを目的とする。

開催期日…平成27年9月12日（土）

会 場…さいたま市記念総合体育館 サブアリーナ

対 象 者…市内在住・在学の小学生とその保護者

参 加 者…約40名

7 障害者交流スポーツ大会開催事業

障害を持った方々が、技能に合わせて行うフットサル教室を記念総合体育館で開催する。また、元プロサッカー選手の指導を得て技術の向上と楽しむ場を提供する。

開催期日…平成28年2月頃

会 場…さいたま市記念総合体育館 サブアリーナ

対 象 者…障害をもつ一般市民

参 加 者…約50名

VI 体育・スポーツに関する調査研究及び情報発信（定款 第4条第6号）

1 ホームページ開設事業

本協会ホームページを開設し、行事予定、ディスクロージャー等を掲載し、本協会事業を積極的に発信する。また、加盟団体に対して、各種申請書等のダウンロード、情報提供等の電子窓口として活用する他、情報発信、賛助会員募集及び市内体育・スポーツ関連情報を提供する。

アドレス…<http://www.saitamacity-sports.or.jp/>

主な内容…体協概要、事業報告・計画、予算・決算、参加者募集記事 等

2 公式ブログ・ツイッター開設事業

簡易ホームページであるブログ並びにツイッターを開設し、教室募集状況等のリアルタイムなスポーツ情報発信を行う。また、ブログは体協事務局を経由し、加盟団体が気軽に情報発信できるようにし、市内スポーツ関連情報を気軽に提供する場とする。

3 広報誌等発行业務

本協会の事業内容、加盟団体の活動及び体育スポーツの情報を掲載した広報紙並びに市内スポーツ団体一覧を発行するとともに、本協会の組織の概要を掲載した要覧を作成し、本協会事業の周知・宣伝に努める。

広 報 誌…各種大会・事業の報告および募集 等

要 覧…定款、事業報告及び収支決算・事業計画及び収支予算 等
団体一覧…スポーツクラブリスト（市内スポーツ関係団体連絡先一覧）等
発刊回数…年各1回
配 布 先…体協加盟団体・市内各学校・市内スポーツ施設 等

VII 市内スポーツ施設の管理運営に関する事業 （定款 第4条第8号）

1 大原スポーツ広場管理運営事業

多目的に使用できる大原スポーツ広場を管理運営し、加盟団体の使用のほか、一般市民に対してもグラウンドの貸出しを行い、市民スポーツの振興に役立てる。
利用種目…サッカー・ラグビー・野球・ソフトボール 等

VIII その他目的を達成するため必要な事業 （定款 第4条第9号）

1 専門委員会開催

本協会の事業を専門的に検討するために総務・財務・広報委員会を設置する。

所掌業務（抜粋）

総務委員会…事業計画策定、職員雇用条件、連絡調整、渉外事務

財務委員会…予算・決算の策定、寄付金・基本財産の運用、助成金・補助金の分配

広報委員会…広報誌発行、資料収集・保存・提供、宣伝

2 自主財源確保調査研究事業

昨今の財政事情を踏まえ、組織の財政健全化と自主財源確保の方策を調査・研究し、安定した財政基盤の確保を目指し、事務事業の見直しなどによる歳出の節減と合理化を図る。

3 AED（自動体外式除細動器）貸出業務

加盟団体並びにスポーツ少年団等がAEDの設置のない遠隔地等で活動を行う場合、迅速な救命活動を実施することができるようにするため、AEDの貸出しを行う。

貸出台数…3台

貸出対象…体協加盟団体に所属する団体・スポーツ少年団 等

貸出料金…無料

4 スポーツ用品レンタル事業

市民スポーツ振興を目的として、当協会が所有するスポーツ関連用具のレンタルを行う。

5 さいたま市関連協力事業

体育賞表彰式協力事業《さいたま市等 協力事業》

体育スポーツの振興に貢献した者及び各大会に優秀な成績を収めた者を表彰し、その功績及び栄誉をたたえる。

開催期日…平成28年3月（予定）

会 場…市民会館おおみや

対 象 者…競技団体優秀選手及び功労者等

参 加 者…約500名

さいたまシティマラソン協力事業《さいたま市等 協力事業》

市内競技場をスタート・ゴールとする、全国規模のさいたまシティマラソンの開催。

開催期日…未定

会 場…市内競技場をスタート・ゴールとする市内特設コース

6 総合開会式開催事業

体育協会の存在感をアピールし、関連団体との絆や連帯感を高めるために体育協会加盟団体とスポーツ少年団部会が一堂に会し、平成27年度シーズンの幕開けとなる総合開会式を行う。

開催期日…平成27年4月29日（水・祝）

会 場…さいたま市記念総合体育館

平成27年度 さいたま市スポーツ少年団 事業計画書

I スポーツ少年団育成指導の援助 (規程 第5条第1号)

1 スポーツ少年団種目別部会等助成事業

スポーツ少年団加盟団体の活動を支援するため、各部会に対し、必要な助成を行う。

交付時期…9月中旬

交付対象者…各種目別部会

2 スポーツ少年団大会派遣補助事業

スポーツ少年団に登録している選手等が関東大会又は全国大会に出場する場合、交通費及び宿泊費の一部を補助する。

期 日…年間受付

交付対象者…スポーツ少年団に登録するチーム・選手

3 スポーツ少年団大会・部会大会開催事業

各種目別に、さいたま市スポーツ少年団主催によるスポーツ少年団大会及びスポーツ少年団主催の部会大会を開催し、市内のスポーツ少年団の競技力向上及び健全育成を推進する。

会 場…市内各スポーツ施設・小学校

交付対象者…各種目別部会

参加費…各部会により設定

4 スポーツ少年団地域交流推進事業

他市町村スポーツ少年団との交流により、団員のコミュニケーション能力を高めるとともに、単位団数の少ない種目の活動を活発化させるため、地域交流に対し、必要な助成を行う。

交付時期…年間

交付対象者…事業実施種目部会、登録団

II スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成 (規程 第5条第2号)

1 スポーツ少年団指導者現地研修派遣事業

県内市町村スポーツ少年団指導者が、種目別大会の今後の運営方法について協議する研修会に、スポーツ少年団の各種目部会から代表者を派遣し、相互の情報交換を通して指導者の資質向上を図る。

開催期日…1月下旬

派遣対象者…スポーツ少年団各種目代表者・役員

2 スポーツ少年団指導者認定員養成講習事業

スポーツ少年団の指導者資格である『スポーツ少年団認定員』の養成講習会を開催して、有資格指導者を増やすことともに指導者の資質向上を図る。

開催期日…<前期> 9月
<後期> 11月 年2回

会場…未定

対象者…スポーツ少年団登録指導者・登録予定指導者

参加費…2,160円(テキスト代含)

3 スポーツ少年団母集団育成研修事業

スポーツ少年団における「母集団」の意義と具体的な活動方法についての講習会を開催し、スポーツ少年団活動の基盤を支える母集団の育成を図る。

開催期日…7月

会場…未定

対象者…スポーツ少年団母集団

参加費…無料

4 リーダー育成事業

団員の個性伸長・少年団の組織的成長を目的に定められた日本スポーツ少年団リーダー制度にもとづき、リーダー会の組織化と基盤整備について研究・援助を行う。

5 ライブオンセミナー事業

スポーツ少年団活動の趣旨に賛同する大塚製薬が社会貢献の一環として特別協賛をする青少年のスポーツ活動中の事故防止セミナーを開催する。

開催期日…7月

会場…未定

対象者…スポーツ少年団登録指導者・登録予定指導者・母集団

参加費…無料

Ⅲ スポーツ少年団体力テストの実施援助 (規程 第5条第3号)

1 体力テスト実施事業

発育・発達の著しい団員の健康管理はもとより、活動計画策定の基礎資料となる体力テストの実施促進を図る。

Ⅳ スポーツ少年団の団登録 (規程 第5条第4号)

1 スポーツ少年団登録受付事業

各単位団からの登録を受理し、埼玉県・日本スポーツ少年団への登録を行う。

開催期日…6月下旬

受付会場…市内4会場・事務局

内容…登録用紙・登録費の受領及び団員・指導者認定証等の交付。
県・日本スポーツ少年団への登録。

V その他、目的達成に必要な事業 (規程 第5条第5号)

1 スポーツ少年団専門委員会開催

スポーツ少年団本部事業を検討し、活動を推進するために総務・事業・指導者・広報及び国際交流・リーダー委員会を設置する。

所掌業務 (抜粋)

総務委員会…事業企画、規則等策定、団登録業務、連絡調整
事業委員会…地域交流事業、主催・共催事業の整理、体力テスト
指導者委員会…団・指導者育成指導、母集団・認定員養成講習会、部会事業の整理
広報委員会…事業記録・広報活動
国際交流・リーダー委員会…国際交流、リーダー養成

2 広報誌発行事業

団員・指導者に対して情報提供を図るとともに、本団の活動・理念を広く市民に発信するため、広報誌「すこやか」の発行を行う。

3 さいたま市関連協力事業

スポーツ少年団派遣事業《公益社団法人さいたま観光国際協会 協力事業》

姉妹都市であるメキシコ・トルーカ、アメリカ・リッチモンドへの派遣事業へスポーツ少年団に所属する団員の募集等周知協力を行う。